

ニューヨーク州南部地区  
連邦地方裁判所

原告等、アラスカ・エレクトリカル・ペンシ  
ョン・ファンド、その他

対

被告等、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ、  
その他

本案クラス・アクション事件番号14-cv-7126 (JMF)

債権届出および権利放棄書

このフォームは電子的手段により遅くとも2018年12月23日までに提出しなければなりません。

アラスカ・エレクトリカル・ペンション・ファンド、その他対バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ  
本案クラス・アクション事件番号14-cv-7126 (JMF) (S.D.N.Y.)

## 債権届出および権利放棄書

### I. 指示事項

1. 貴殿が、本件和解クラス対象期間である2006年1月1日から2014年1月31日までの期間中に、ISDAfix金融商品について契約を締結し、それについて支払金を受け取りもしくは支払い、清算し、解約し、取引を行い、または保有していた場合には、事件番号14-cv-7126 (JMF) (S.D.N.Y.) のアラスカ・エレクトリカル・ペンション・ファンド、その他対バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ、その他事件において新規におよび追加的に合意に至った和解にもとづく支払いを、和解原告クラスの一員として受けとることができる可能性があります。

2. 「ISDAfix金融商品」とは、(1) これらに限定されませんが、米ドル建てのまたは米ドル金利に関連する何らかのスワップ、スワップスプレッド、スワップ先物、バリエーションスワップ、ボラティリティスワップ、レンジアクルールスワップ、コンスタントマチュリティスワップ、コンスタントマチュリティスワップオプション、デジタルオプション、現金決済スワップション、現物決済スワップション、スワップ債先物、現金決済スワップ先物、スティープナー、フラットナー、インバースフローター、スノーボール、金利連動型仕組債、ならびにデジタルおよびコーラブルレンジアクルール債を含む、あらゆる金利デリバティブ、および(2) これらに限定されませんが、ISDAfix指標金利を参照するあらゆる金融商品、商品または取引、およびISDAfix指標金利の決定または算定に関連するあらゆる金融商品、商品または取引を含む、何らかの方法で米ドルISDAfix指標金利に関連する金融商品、商品または取引を意味します。

3. 本「債権届出および権利放棄書フォーム」（「本件債権届出書フォーム」）において大文字で表記される用語で、ここに定義のないものについては、[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) で入手できる「本件和解合意書」、および/または、[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) でまた入手できる「本件債権届出書」に添付される「クラスアクション追加和解案通知書」（「本件通知書」）に定められているものと同じ意味を有します。

4. 本件債権届出書に添付される本件通知書は、必ずご一読ください。本件債権届出書に署名し提出すると、貴殿は、本件通知書に記載され、本件和解合意書に規定される権利放棄の条件を含む、本件通知書を読了されたことを宣言することになります。

5. 本件和解による支払いを受ける資格を有するためには、貴殿は、後述の第III項に記載される提出必要データとともに、本件債権届出書を電子的手段で提出しなければなりません。適時に考慮してもらうためには、貴殿は、**本件債権届出書を2018年12月23日午後11時59分（米国東部時間）までに債権管理者に、オンラインで提出しなければなりません。**貴殿が、第III項において後述するとおり、必要データを電子的手段で送信できない場合には、債権管理者に電話連絡してさらなる指示を受けなければなりません。

6. 本件債権届出書を電子的手段で提出するためのさらなる指示事項は、[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) を参照してください。

7. 貴殿は、貴殿がISDAfix金融商品の取引を行っていて、資格を有することを証明する取引データを提出する必要があります。データ提出の必要事項については、以下の第III項に記載があります。

8. 貴殿は、以下の第III項で記載される、本件債権届出書とともに電子的手段により提出したISDAfix金融商品に関する取引データについて、書類を提出するよう要請される場合がありますが、これは貴殿が、本件債権届出書および必要データを提出した後に、債権管理者から連絡を受け、提出する旨の指示を受け取った場合に限られます。

9. 貴殿への支払額は、貴殿が提出した取引データおよび書類を債権管理者が審査した結果に基づいて、裁判所が認可する本件分配計画にしたがって決定されます。本件債権届出書を提出したからといって、貴殿が、本件和解による支払い額を受けることは保証されません。より詳細は、[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) で閲覧できる本件通知書および本件分配計画を参照してください。

10. 関係法人等が複数存在する場合には、本件債権届出書はそれぞれ別個に提出しなければなりません。逆に、関係法人等が一つの場合には、本件債権届出書を1通、提出することになります。

11. 債権届出人を代理して管財人、遺言執行者、財産管理人、カスタディアン、またはその他のノミニエーが本件債権届出書に必要事項を記入し、署名する場合には、以下の書類も提出しなければなりません。

より詳細は、債権管理者に+1-844-789-6862（米国内）または+1-503-597-5526（米国外より）宛てに電話連絡するか、または[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) を閲覧してください。

このフォームは電子的手段により 遅くとも2018年12月23日  
までに提出しなければなりません。

- a. それら管財人等の資格説明（証明資料を添付すること）
- b. それら管財人等が代理・代表する自然人または法人等の本人の氏名、口座番号、社会保障番号の下4桁、雇用者ID番号、もしくは納税者ID番号（米国以外に在住する債権届出人にあっては、それらに相当する政府発行の国民ID番号）、住所、および電話番号、および
- c. それら管財人等が代理・代表する自然人または法人等に義務を負わせることのできる、代理・代表権を証する証拠。本件債権届出書に必要事項を記入し、署名することのできる権限は、ブローカーが、他人の計算で一任取引を行う権限のあることを証明するだけでは認定されません。

12. 本件債権届出書に署名すると、貴殿は、貴殿が行った2006年1月1日から2014年1月31日までの期間におけるISDAfix金融商品の取引に関する情報を、債権管理業務で使用するために、開示することに同意され、また適用されることのある銀行取引秘密保護法、データプライバシー保護法、または類似する秘密保護法により提供される保護を求める権利を放棄することに、同意されたことになります。

13. 貴殿が、本件債権届出書について質問がある場合や、本件債権届出書あるいは本件通知書の追加の写しを必要とされる場合には、債権管理者に連絡してください。

14. 本件通知書に詳細が規定されているとおり、貴殿が、認可済和解に関連し適時の、有効な債権届出書を提出しているかぎり、他に何も行う必要はありません。それらの提出書類は、本追加和解案に関しても有効かつ適時な債権届出書の提出であるとして取り扱われます。

より詳細は、債権管理者に+1-844-789-6862（米国内）または +1-503-597-5526（米国外より）宛てに電話連絡するか、または[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) を閲覧してください。



このフォームは電子的手段により 遅くとも2018年12月23日  
までに提出しなければなりません。

### III. 取引を証明するための必要事項

債権届出人は、自らの取引に関する必要情報とともに、本件債権届出書のフォームを、[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) 宛てに電子的手段で届け出なければなりません。債権届出人に関するデータ必要事項は以下のとおりです。

#### 1. 必要取引データ

貴殿のISDAfix金融商品取引に関する情報は、[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com)で入手できる電子データテンプレートで提出しなければなりません。債権届出人は、本件和解原告クラス対象期間中に契約を締結し、支払金を受け取りもしくは支払い、清算し、解約し、取引を行う、または保有したISDAfix金融商品の取引のすべてを届け出なければなりません。

a. 「ISDAfix金融商品」とは、(1) これらに限定されませんが、米ドル建てのまたは米ドル金利に関連する何らかのスワップ、スワップスプレッド、スワップ先物、バリエーションスワップ、ボラティリティスワップ、レンジアクルーアルスワップ、コンスタントマチュリティスワップ、コンスタントマチュリティスワップオプション、デジタルオプション、現金決済スワップション、現物決済スワップション、スワップ債先物、現金決済スワップ先物、スティープナー、フラットナー、インバースフローター、スノーボール、金利連動型仕組債、ならびにデジタルおよびコーラブルレンジアクルーアル債を含む、あらゆる金利デリバティブ、および(2) これらに限定されませんが、ISDAfix指標金利を参照するあらゆる金融商品、商品または取引、およびISDAfix指標金利の決定または算定に関連するあらゆる金融商品、商品または取引を含む、何らかの方法で米ドルISDAfix指標金利に関連する金融商品、商品または取引を意味します。

b. 本件和解原告クラス対象期間は、2006年1月1日から2014年1月31日までです。

2. 貴殿は、現時点では追加の取引書類を提出する必要はありませんが、債権管理者から提出するよう連絡があった場合には提出する必要があります。

本件債権届出書のフォームおよび必要データを提出した後に、債権管理者から連絡があった場合には、前記の必要事項1にしたがい債権届出人がそれまでに提出した取引書類を電子的手段で提出するよう要請されることがあります。これに該当する書類は、以下の1つまたは複数の書類発行機関からもたらされるものである場合があるため、貴殿は、将来、債権管理者に提出する必要性が生じる場合にそなえて、これらすべての記録を保存しておかなければなりません。

- a. 個々の取引についての銀行による確認書
- b. 銀行のよる取引報告書または明細書
- c. 取引執行市場毎の取引報告書または明細書
- d. プライムブローカーによる報告書または明細書
- e. カストディアンによる報告書または明細書
- f. 日次または月次口座明細書および/または
- g. ISDAfix金融商品の取引を証明するその他の書類

### IV. 債権届出人の宣言および署名

#### 第1項：宣言

本件債権届出書に署名し、これを提出することにより、債権届出人または債権届出人より授権を受けた代表者・代理人は、次のとおり宣言します。

1. 私（当社）は、本件和解合意書に定められる権利放棄に関する記載を含め、本件通知書および本件債権届出書を読了しました
2. 私（当社）は、本件和解原告クラスの一員であり、本件原告クラスから除外された自然人または法人等ではありません
3. 私（当社）は、除外要請書を提出していません
4. 私（当社）は、本件債権届出書フォームとともに提出したデータに記載される取引を実行していること、および免責被告等に対する債権を第三者に譲渡していません

より詳細は、債権管理者に+1-844-789-6862（米国内）または+1-503-597-5526（米国外より）宛てに電話連絡するか、または[www.ISDAfixAntitrustSettlement.com](http://www.ISDAfixAntitrustSettlement.com) を閲覧してください。

このフォームは電子的手段により遅くとも2018年12月23日までに提出しなければなりません。

5. 私（当社）は、同一の取引を対象とする債権を本件訴訟において提出しておらず、自らに代わり第三者が同一の取引を対象とする債権を本件訴訟において提出していることを知りません

6. 私（当社）は、私（当社）の債権と、本件訴訟で言い渡される可能性がある本件最終判決および本件棄却命令において定められる権利放棄を強制実現することについて、本件裁判所の管轄権に服しています

7. 私（当社）は、債権管理者または本件裁判所から本件債権届出書フォームに関して追加情報の提供を求められる場合には、追加情報を提供することに同意しています、および

8. 私（当社）は、私（当社）が、本件和解合意書が認可された場合には、本訴訟で言い渡される本件最終判決および本件棄却命令の条件に拘束され、また服することになることを承認しています。

## 第2項：署名

権利放棄、開示同意および宣言を读了し、以下に署名してください。

私（当社）は、本件和解の本件発効日現在、本件和解合意書に定める条件にしたがい、また法律の規定ならびに本件最終判決および本件棄却命令の定めるところにより、私（当社）が、すべての本件放棄債権（本件和解合意書に定義される）を、全面的、最終的、および永久的に放棄し、免除し、消滅させ、および免責したものとみなされること、ならびに被免責者たるBNP側当事者、被免責者たるICAP側当事者、被免責者たるMorgan Stanley側当事者、被免責者たる野村側当事者、および被免責者たるWells Fargo側当事者（本件和解合意書または本件最終判決および本件棄却命令に定義される）に対して、一切の本件権利放棄クラス債権を訴求することが永久的に禁じられることを承認します。

私（当社）は、本件債権届出書に署名し、これを提出することにより、(1) 2006年1月1日から2014年1月31日までのISDAfix金融商品に関する私（当社）の取引に関する情報を、債権管理官の業務において使用するため、開示することに同意し、および(2) 2006年1月1日から2014年1月31日までにおけるISDAfix金融商品に関する私（当社）の取引情報を、債権管理者の業務で使用することに当たって、適用されることのある銀行秘密保護法、データプライバシー保護法、または類似する秘密保護法により提供されるあらゆる保護を放棄します。

アメリカ合衆国の偽証罪の刑罰にもとづき、私（当社）は、本件債権届出書フォームで私（当社）が提供するすべての情報は、真実で、正確、完全であること、および本件債権届出書フォームに関連して提出されるデータは、それらデータの意図するところにしたがい、真実かつ正確な写しである旨、宣言します。

日付  -  -   
月 日 年

債権届出人の署名（実質的権利者が自然人で、自ら提出する場合）

債権届出人の名称を、ブロック体・楷書で記入（実質的権利者が自然人で、自ら提出する場合）

日付  -  -   
月 日 年

債権届出書に必要事項を記入した、授権された代表者・代理人（もしあれば）の署名

債権届出書に必要事項を記入した、授権された代表者・代理人（もしあれば）の名称を、ブロック体・楷書で記入

授権された代表者。代理人の資格（自然人以外の場合 [例：管財人、遺言執行者、財産管理人、カスタディアン、またはその他のノミニニー]）

**注意事項：債権届出書および必要データは、2018年12月23日午後11時59分（米国東部時間）までに、オンラインで提出しなければなりません。**

より詳細は、債権管理者に+1-844-789-6862（米国内）または +1-503-597-5526（米国外より）宛てに電話連絡するか、またはwww.ISDAfixAntitrustSettlement.com を閲覧してください。